

子ども・子育て支援新制度及び 待機児童解消加速化プラン について

平成27年4月10日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

子ども・子育て支援新制度の全体像

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

地域の実情に応じた
子育て支援

充実

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の
実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

新

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

新

地域子ども・子育て支援事業

充実

- ・利用者支援事業（新規）
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

- ・妊婦健診

- ・実費徴収補足給付事業
(新規)
- ・多様な主体参入促進事業
(新規)

子ども・子育て支援新制度の意義

新制度の意義

「量」と「質」の両面から、もっと効果的な子ども・子育て支援を実施。

子ども・子育て支援新制度では、消費税増収分を活用して、子育てを社会全体で支える。

これまでの制度の課題

○少人数の保育サービスは財政支援の対象外

○地域独自の取組への財政支援が不十分

○保育所の不足。待機児童問題。

○担い手不足。職員配置や処遇の改善。

○認定こども園は厚労省と文科省が所管。二重行政の課題。

子ども・子育て支援新制度の実施

○**小規模保育事業等を創設し、財政支援**
(都市部の機動的な待機児童解消や人口減少地域の保育機能確保の選択肢)

○**地域子ども・子育て支援事業を創設し、財政支援、地域の実情に応じたサービスを提供**

○消費税を投入して**量を拡充し、待機児童の解消を目指す**

○消費税を投入して**質を改善し、職員配置の改善、処遇改善を実現**

○幼保連携型認定こども園について、**制度的に二重行政を是正**

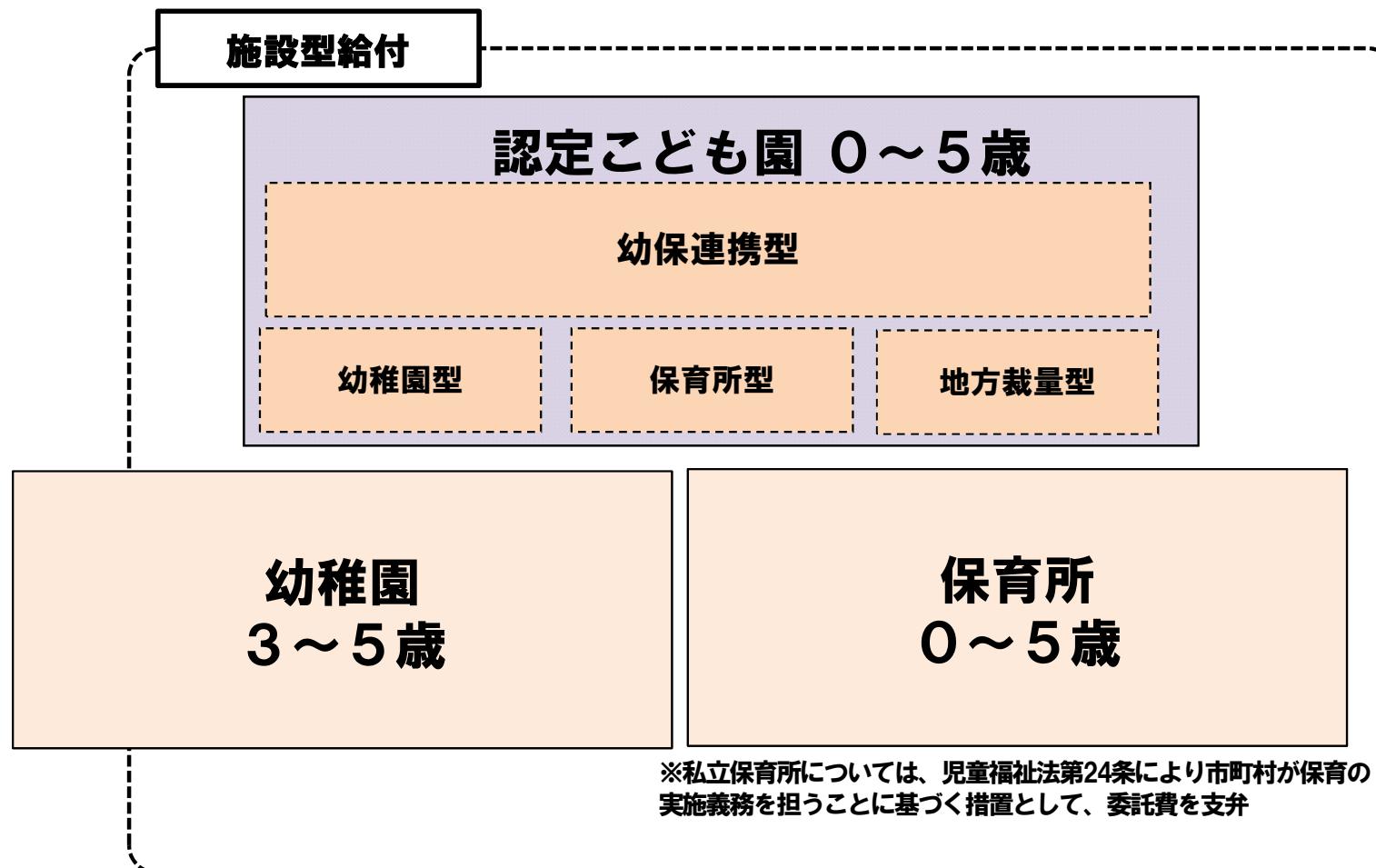
新しい制度の創設

現行制度の充実

新制度のポイント：施設型給付の創設

施設型給付の創設

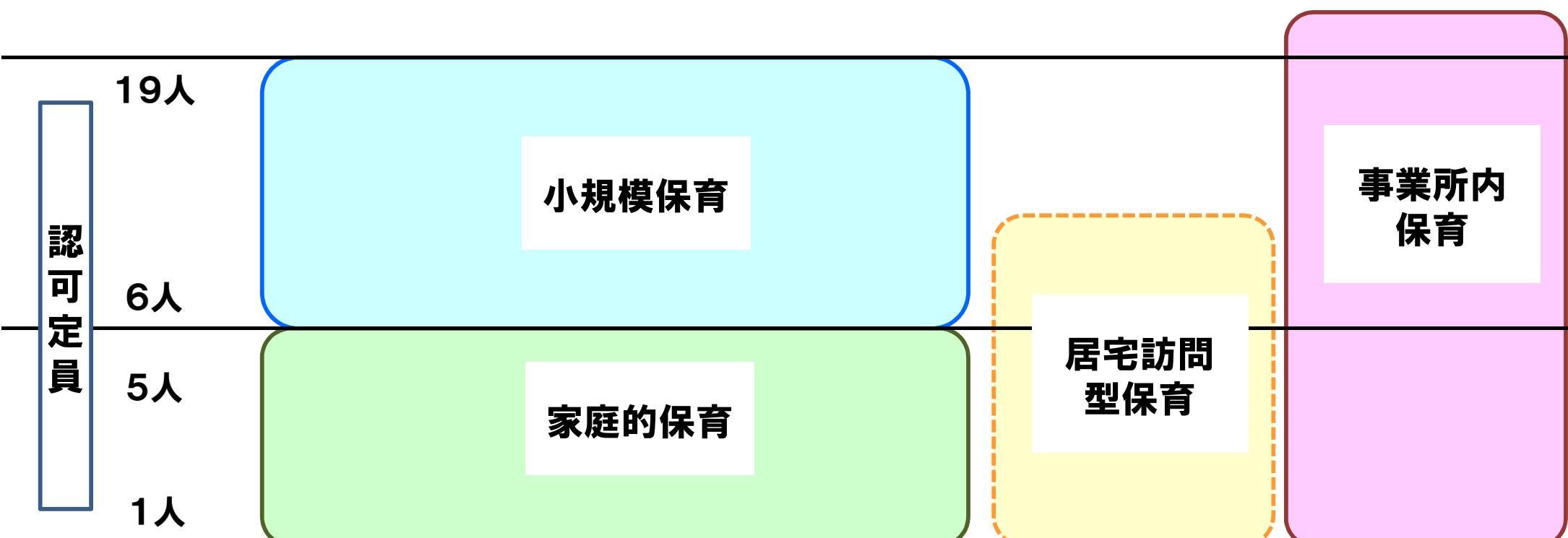
認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」を創設。
→消費税を含む安定的な財源を確保



新制度のポイント：地域型保育給付の創設

地域型保育給付の創設

小規模保育等を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、**多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組み**とする。

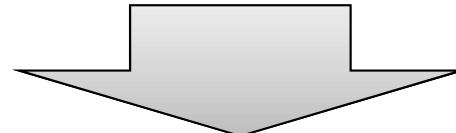


新制度のポイント：認定こども園制度の改善

現状

認定こども園とは、幼稚園と保育所の両方の機能を持ち、地域の子育て支援を行う施設。
「二重行政の解消」等が課題とされていた。

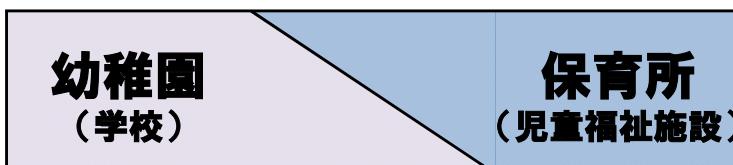
認定こども園制度の改善



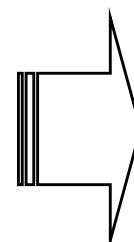
新制度では、幼保連携型認定こども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ「単一の施設」に改善。

→認可・指導監督・財政措置の一本化(二重行政の解消)

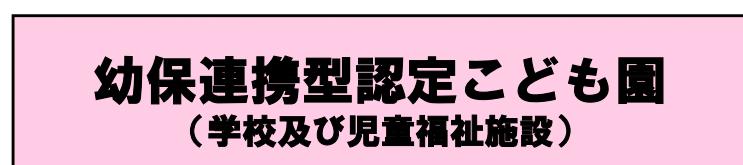
《現行制度》



- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置



《改正後》



- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

新制度のポイント：地域子ども・子育て支援事業の充実

市町村は、地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業を実施する。

すべての家庭を対象

利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦に対し、教育、保育、保健その他の子育て支援に関する相談や情報提供、助言等を行い、関係機関との連絡調整、連携の体制づくり等を実施

地域子育て支援拠点事業

地域の身近なところで子どもや保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等を実施

ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整

一時預かり

急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて実施

子育て短期支援事業

疾病や仕事等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設などで一時的に預かり、保護、生活指導、食事の提供等を実施

主に共働き家庭を対象

延長保育

通常の利用日・利用時間以外の日や時間において、認定子ども園、保育所等にて保育を実施

病児保育

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで実施

放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない小学生が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようになり、その健全な育成を図る

妊娠期から出産後までを支援

妊婦健診

妊婦の健康保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施

乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保

新制度のメリット：地域の実情に応じた子育て支援の展開

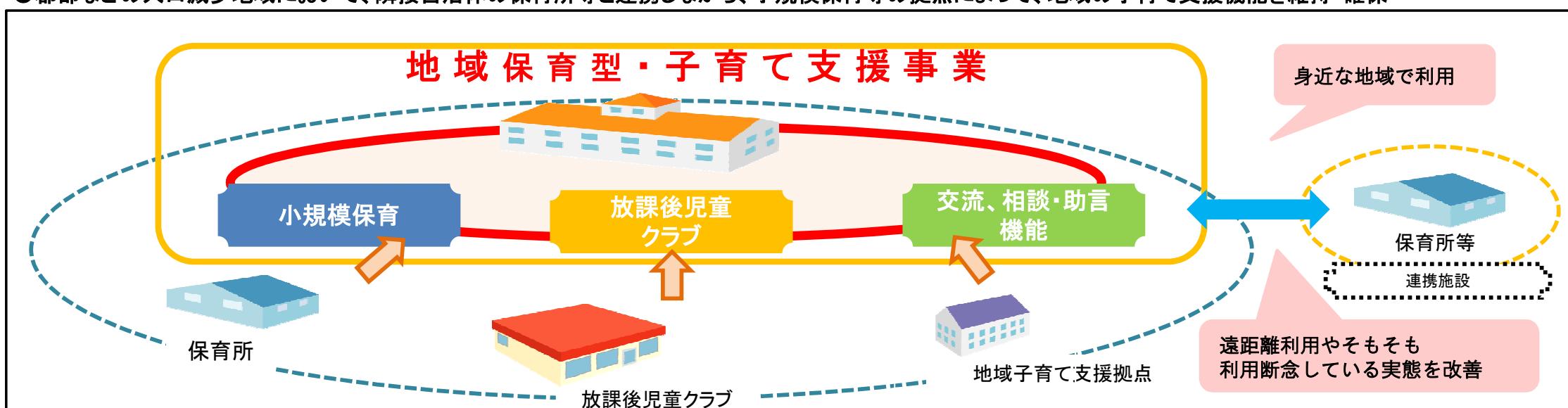
人口減少地域での展開

子どもが減少しても、認定こども園を活用し、一定規模の子ども集団を確保しつつ、教育・保育の提供が可能

子どもが減少し、保育所(20人以上)として維持できない場合でも、小規模保育等として、身近な場所で保育の場の維持が可能

地域子育て支援拠点(子育てひろば)、一時預かりなど、在宅の子育て家庭に対する支援を中心に展開

- 郡部などの人口減少地域において、隣接自治体の保育所等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保



新制度のメリット：地域の実情に応じた子育て支援の展開

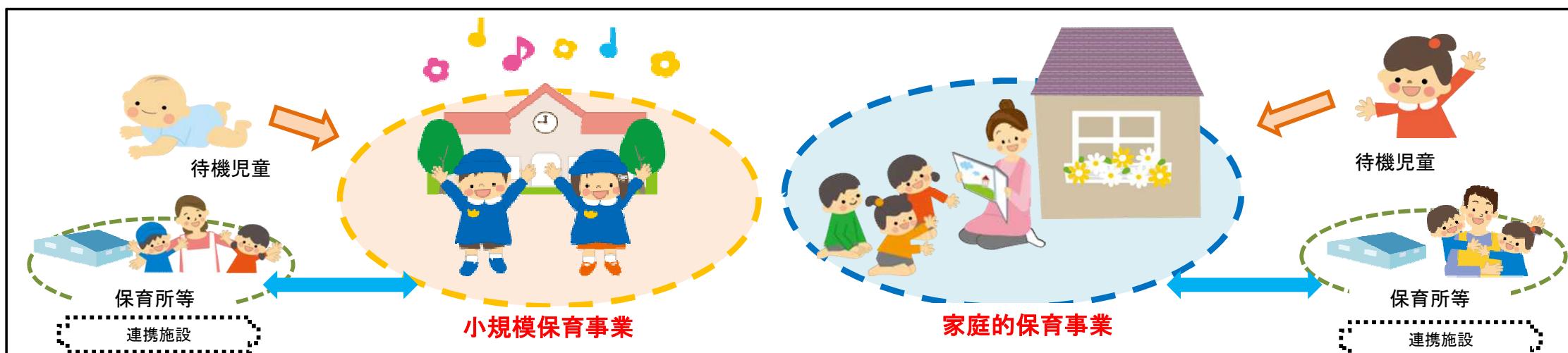
大都市部での展開

施設・人員に余裕のある**幼稚園の認定こども園移行**により、待機児童の解消が可能

土地の確保が困難な地域でも、**小規模保育等**により、機動的な待機児童対策を講じることが可能

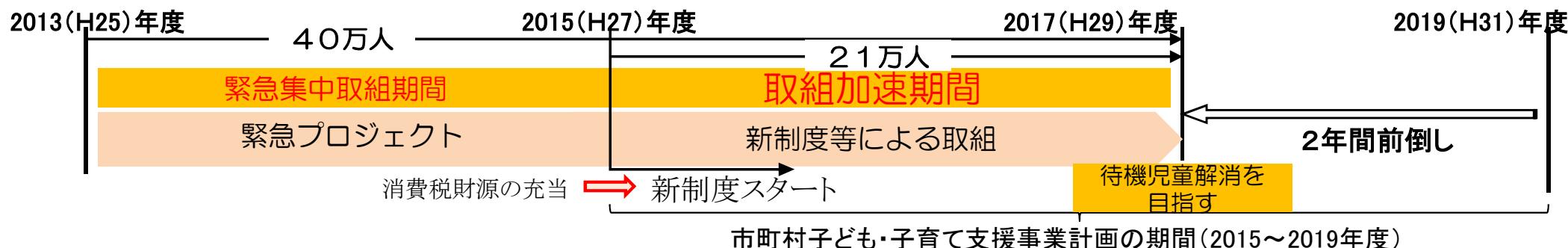
延長保育、病児保育、放課後児童クラブなど多様な保育ニーズに応える事業を中心に展開

●認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図る。



待機児童解消加速化プランの現状について

- ◇ 仕事と家庭を両立しやすい環境整備と女性の活躍を推進していく中で、待機児童解消は最重要課題。
- ◇ 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約19.1万人となり、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）はほぼ達成する見込み。 ※保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量は約20.1万人
- ◇ 一部の大都市で待機児童ゼロを達成するなど、待機児童解消に向けた取組は進んでいるものの、依然として2万人を超える児童・保護者が保育を利用できない状況。 ※待機児童数:21,371人(26年4月1日現在)
- ◇ 平成27年度からの3か年（取組加速期間）で、約21万人分の保育の受け皿を確保することで、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、平成29年度末までに待機児童の解消を目指す。
- ◇ 自治体においては、市町村整備計画を前倒しして、積極的に保育所等を整備する必要があり、政府としても最大限の支援を継続していく。
※財政支援に加え、各自治体における待機児童対策の進展等に応じてフォローアップを継続していく。



支援パッケージ～5本の柱～

取組自治体

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
- ② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）
- ③ 小規模保育事業などの運営費支援等
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

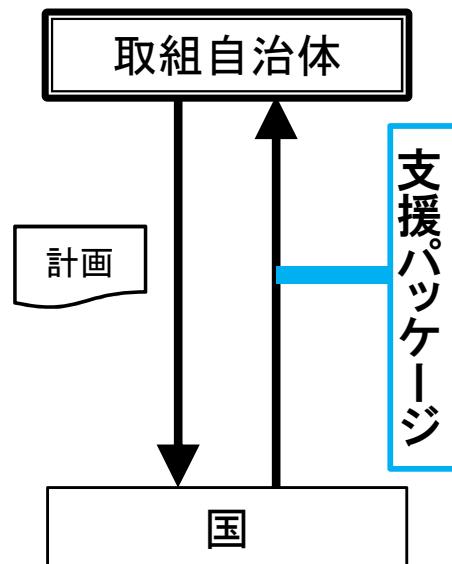
待機児童解消加速化計画

コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援(市町村の手上げ方式)
- 緊急プロジェクト期間内にできる限りの保育の量拡大を図り、取組加速期間の終了までに待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～

<計画の策定>
・待機児童の減少目標人数
・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 市町村整備計画に基づく保育所等整備交付金の創設。
- 都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業の推進(地主と整備事業者の結び付けによる整備促進)。

② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための待遇改善。
- 認可外保育施設等で働く無資格者の保育士資格取得支援。
- 離職した保育士の把握、定期的な再就職支援。

③ 小規模保育事業などの運営費支援等

- 小規模保育、幼稚園での長時間預かり保育への運営費、改修費等支援(即効性のある受付確保)。
- 利用者支援事業の実施(子育て家庭等と適切な施設・事業の結び付け)。

④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、移転費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

- 従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業所内保育施設につき、市町村の認可事業として財政支援。(地域型保育給付)

保育所等整備交付金

【平成27年度予算案:554億円】

【趣旨】

- 児童福祉法第56条の4の3に基づき、市町村整備計画に基づく事業等の実施に必要な経費の一部を支援するための交付金を創設。
- 平成25年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保。
- 平成27年度は、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、約8.2万人分の保育の受け皿を確保。
- 待機児童の解消に意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、引き続き、補助率の嵩上げに必要な額を確保。
(1/2→2/3)

【対象事業】

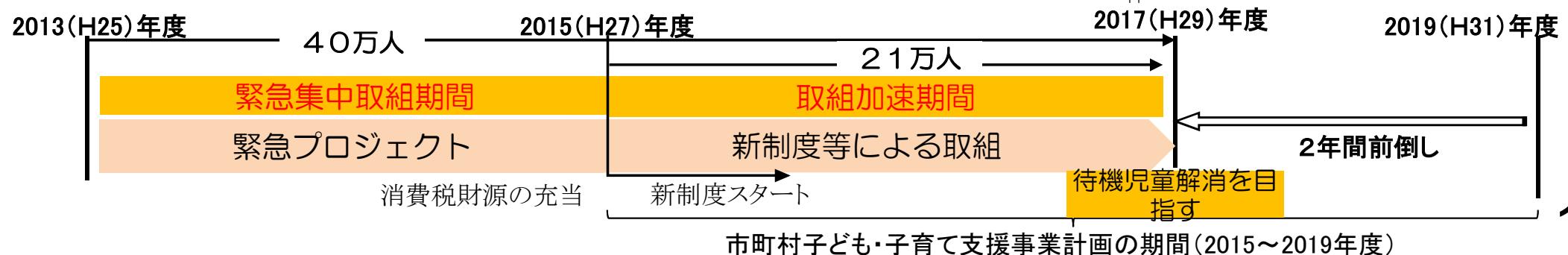
- 保育所緊急整備事業（51,753百万円）
 - ・保育所（幼保連携型認定こども園の保育所部分を含む）の創設、増築、老朽改築等
 - ・待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する場合は、補助率の嵩上げを実施。
- 認定こども園整備事業（3,678百万円）
 - ・幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等

【実施主体】 市区町村

【補助率】 1／2（※）

※待機児童解消加速化プランに参加する場合は、2／3

待機児童解消加速化プラン



保育対策総合支援事業費補助金

【平成27年度予算案:285億円】

【事業内容】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、「保育士確保プラン」に基づく保育士確保対策の実施により、受入児童数に対応した必要保育士数の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| ①保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】 | ⑥修学資金貸付事業 |
| ②認可外保育施設保育士資格取得支援事業 | ⑦職員用宿舎借り上げ支援事業 |
| ③幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 | ⑧保育体制強化事業 |
| ④保育所等保育士資格取得支援事業 | ⑨保育士試験による資格取得支援事業【新規】 |
| ⑤保育教諭のための保育士資格取得支援事業（厚生労働省分） | ⑩保育士養成施設に対する就職促進支援事業【新規】 |
| | ⑪保育士試験追加実施支援事業【新規】 |

(参考)保育士確保プラン

「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、国において保育士確保のための様々な方策を図るとともに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
平成29年度末までに必要となる保育士の確保を目指す。
平成30年度以降も保育士が充足されるよう、継続的に保育士確保に取り組む。

- ☆保育士試験の年2回実施の推進
☆保育士に対する処遇改善の実施
☆保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援
☆保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施

4本の柱

I 人材育成

- ・保育士資格を取得しやすくするための取組の実施
- ・保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
- ・国家資格としての保育士の専門性の向上

II 就業継続支援

- ・離職防止のための研修支援
- ・就業継続を図るための各種助成金の活用促進

III 再就職支援

- ・保育士・保育所支援センターの積極的な活用
- ・保育士マッチング強化プロジェクト

IV 働く職場の環境改善

- ・処遇改善
- ・雇用管理改善を図るための取組の実施
- ・保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

新たに「保育士確保対策検討会」を設置し、継続的な保育士確保施策の検討等を行うとともに、一部の自治体等において効果の検証を実施

【対象事業】

Ⅱ 小規模保育等の改修等

- ①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業

Ⅲ その他事業

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行調査費等支援事業
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育所等利用事業
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善事業
- ⑦家庭支援推進保育事業

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助率】 3/4、2/3（※）、1/2、1/3、定額

※待機児童解消加速化プランに参加する場合

（参考）待機児童解消加速化プラン

- 意欲のある自治体を強力に支援し、
- 保育所等について、平成29年度末までに**約40万人分**の受け皿を新たに確保
- 補助率の嵩上げ（1/2→2/3）により、整備目標の確実な到達を目指す

